

明治時代設置の夜学校の役割（上）

宮田暉朗

Miyata Teruaki

明治 12 年から始まる「五加青年夜学校」は尋常小学校の夜間部として始まり、高等小学校の補習にも発展して大正年間に閉じる。一方、20 年代に時代の情勢に発奮した青年達が設立した通俗教育機関としての夜学会がある。明治 30 年代迄のこれらの実態と役割を探る。

はじめに

明治新政府は近代国家建設のために公教育制度の制定を急務とした。起点は、5 年 8 月に発布された「学制」で、その趣旨を要約した太政官布告が「被仰出書」である。「邑に不学の戸なく～。」を理念にして、学問は身を立て名を上げ立身出世をなすためにあるとして、婦女子まで一人残らず学校に入學して、修養し智を開き、才芸を長ずることを説いた独立国家としての教育推進の決意が強く出た近代学校制度の原点となる。同年 9 月公布「小学教則」では教授内容を示し、12 年 9 月に学制を廃止し、「教育令」を制定して、就学義務年限や小学校建設を緩和し、教育行政を府県に委ねる。この状況下で県下では尋常小学校とその補習機関である夜学校も自治体の強い熱意の中で生まれる。しかし、全国的には就学率が下降したために、13 年に「教育令」を改正して学校建設と就学督促を自由主義から国家主義に転換して進める。

一方、天皇の地方巡行を総括して、12 年の「教学大旨」は、国民教育の根本は仁義忠孝にあるとして道徳を重視、続いて、明治 19 年には三つの学校令と大学令と諸学校通則を発布して教育を國家の統括下に治め、23 年の教育勅語と新小学校令、24 年の小学校教則大綱によって、絶対主義的な臣民教育としての基盤が定まる。

教育こそ最大の財産という理念を持つ信州人は、文明開化と自由民権運動を横目に見ながら各地で 6 年に小学校を建て、明治 12 年には夜学校を設置する。五加夜学校は 38 年に中塙田青年夜学校と改称、大正 3 年に中塙田夜学校を中塙田農工補修学校夜学校と改め、大正 9 年に廃止されて任務は終わる。しかし、この伝統は冬期間補修学校として昼間の教育にかわり、大正 14 年設立の公民学校に引き継がれる。このような夜学校の典型を I 型、20 年代から設置され

始める通俗教育の範疇である夜学会をⅡ型と分類して論を進める。

明治40年に最終的教育制度が決定される以前の勅令と政令を縦軸に、6年に設立された盈進学校の補習機関の五加夜学校の内容を横軸として、30年代迄の夜学校の実施ぶりをたどってみてその史的価値を探ってみたい。五加夜学校が残した実物資料を参照する。

I 維新政府近代国家建設に資する教育施策下に誕生した夜学校の実際

小県地域では、長野県が明治4年に指示した「郷学奨励」や、明治5年公布の「学制」のもと、上田町で、同6年9月に松平学校、10月に街学校、房山の郷蔵を教場にした明倫堂、12月の五加村の盈進学校などが驚異的にやさで設立されるものの就学できぬ者も少なくない。

江戸時代の昌平坂学問所、各藩の藩校や郷学、庶民の寺子屋、私塾等の中身を学制は空理虚談の学びとして、尋常小学校への就学を義務化する。しかし、急激な変化時の就学強制に貧困と無理解が重なり学校建設や就学率上昇は思うように進まない。その対応策で、12年に江戸時代の郷蔵という年貢保管の建物を使う御所の蛍学寮や、寺を教場とする五加村の夜学校が昼間学べない者のための夜間部補習学校として設置される。学制発布時に就学年齢を超えていた者や、11年まで就学しなかった者、尋常小学校の補習を希望した者、意欲ある者のために自治体が設置した。一方、20年代に江戸時代の社会教育組織である若者組が青年会に衣替えをして、彼ら主導の学問と演説会を進めた半公立的な通俗教育としての「夜学会」がある。

学制から教育令そして勅語への展開と夜学校の成立

明治新政府は近代国家として最も効果的教育制度はいかなる構造と機構をもつべきかの範を欧米諸国の現状に求めた結果、近代国家成立の手段としての教育制度の理念を「不学の家がなく～。」と定め、殖産も強兵育成も原点は人づくりであると見極めて国家主義的教育施策を進める。しかし、学制の不備を補うべく12年発布になる柔軟な施策である「教育令」でも効果が上がらないために、13年の改正教育令では國家が教育を進める統制主義に転換される。

11年に新築の上田街学校に天皇が巡幸し、19年の小学校令で一村一校制となり、21年には高等小学校が郡内一校制となる。22年には町村制が実施されて盈進学校は中塙田尋常小学校となり、小県高等小学校分教場が併設されて23年に開校する。28年に郡立の高等小学校が廃されて中塙田小学校に併設されるものの夜学校の初等教育は集会所で継続される。34年に市町村に二ヵ年の高等小学校を置くことが義務となるが、これに關係なく、夜学校での補習は継続される。さらに、36年には温習科が設置され、正規教育の補完への熱意は衰えない。

学制発布への準備は1870年に文部省が設置されて検討に入り、1871年（明治4年）の廢藩置県をふまた富国強兵策の一として、1872年（明治5年）8月3日、109章、6項目の内容をもつて発布される。その6項目と、被仰出書の大意は下記のようである。

- 大中小学区ノ事（第1章～第19章）
- 学校ノ事（第20章）小学・中学・大学に三等に

区別　・教員ノ事(第40章～第47章)　・生徒及ビ試業ノ事(48章～57章)教科ハ修身、読書、習字、算術、唱歌、体操　・海外留学生規則ノ事（第58章～第88章）　・学費ノ事（第89章～109章）　この学制を要約した太政官布告の被仰出書の教育観は四点である。

- 1 全ての人々が身を立て財産をおさめ商売繁盛をして生きられるようにすることが教育の目的である。学校教育は、身を修め智を開き才能を伸ばすために必要であること
- 2 昔は、士分以上のものが学問をして農工商人や婦女子は度外視された。過去の学びは身を立てる本分を知らず、空理で実用的でない役に立たない学問である。
- 3 村に学問をしなくていいと考える家庭をなくし、家に学ばなくていいと考える人をないようにするべきであるから、父兄は男女の区別なく子を必ず学校に出すようにすること
- 4 学費などの費用は個人持ちである。

資本主義国家体制の推進には資金と国軍が必要で、早急に兵士や労働者の仕立てが急務となるが、6年の徵兵令発令で不安が広まり、さらに、地租改正条例が出されて農民層は苦しむ。しかも国庫に金はなく学費負担が強いられた。これらが原因で起きる暴動を、日本教育発達史（三一書房）から3例をあげる。

明治6年5月26日岡山県の北条県貞永町で、89ヶ村の約3000人が「徵兵令と小学校並びに太陽暦廃止」などを要求し、武装して民家や学校を焼き、翌日には津山に入り寺院と学校を襲撃する。同6年、鳥取県でも小学校が23箇所焼かれ、9年、三重県、愛知県では、年貢米引き下げや地券交付の改正、小学校の廃止を求めた。小学校自己負担金が、白米10キロ36銭の時代に、月額50銭、22銭、12銭5厘という3段階のところもあり、寺子屋時代と変わらぬ指導法や義務年限の長さなども影響した。しかし、長野県には暴動はなく初手から就学率は全国一であり続け、中でも、小県地域は県内でも特に高い記録が残る。（県教育史）

五加地方の寺子屋師匠である天保持代の甲田清太夫、嘉永の高野糸治、万延の甲田清右衛門、らが蒔いた種が盈進学校設置につながり、その学校で昼間制の正規小学校と夜学校は同時進行したであろうという仮説をもとに論を進めるものである。

明治6年に上田地方では18の小学校が設立される。学制は学区制をとり、全国八大学区に分類され、長野県は第六大学区に属した。中学区は三十二学区にわけられた。小県や埴科郡は十六中学区であり、中学区は二百十の小学区にわけられた。

塩田地区でも、明治6年に昇高、盈進、習成の三尋常小学校が設立された。盈進学校（えいしんがっこう）は、八か村立で、同年12月に開校し、教育費は264円75銭、以後、11年度756円68銭、15年度は1056円である。同年の教師数8人、生徒の就学者は男が264人、女が157人に対して、不就学者は、男は14人、女は45人であったという。（上田市誌）。学制の就学年齢規定は7歳から15歳だが、五加夜学校の希望者には年齢制限がない。

盈進学校は、10年度は321人、11年346人、12年376人という多人数の生徒を抱え、16年に校舎ができるまでの真光寺の校舎は手狭であり、夜学校が物理的にも必要だったのである。

上田市の中心にあった上田街学校では同年の就学者は、男が192人、女143人で、不就学者

は、男 15 人、女 39 人である。郊外の鈴子村の習成学校では不就学者は男 12 人 女 70 人である。不就学者救済は夜学校設立の最大の必然であることを示している。

同年 2 月、初の盈進学校下等小学校の全科卒業生が出る。11 年は上田街学校が行在所となり脚光を浴び、学制や 12 年発布教育令は教育を地方に委ね自由性をもたせたことも夜学校設立理由となる。また、19 年に小県中学校が松本に移転、21 年に高等小学校が郡に一つとなり、23 年に分教場を従来の盈進学校内に創立すること等も夜学校が継続した理由となる。

一方、10 年の小諸の盤鴻社の自由民権運動と戦争不安が夜学会の設立理由となっていく。

夜学校の規則と教育課程

「五加夜学校」は、初等部と高等部で編成され、その規則を定める。学習期間は、12 月 1 日から 4 月 15 日と定められて、時間は、午後 7 時 30 分から始まり 10 時退校などを基本とした。

生徒の行状規則は、教師の指示に従うこと、生徒同士は信義を持って交友しあい、礼儀を奨励し、便所の使い方、飲酒の禁止、席を勝手に離れない等の注意事項、休むときは連絡すること、休暇日は祭典日と日曜日であることなどを規定している。この江戸時代の寺子屋もどき規約は、明治 6 年の文部省直轄の師範学校が編集した「小学生徒心得」に示した生徒の生活上の心得 17 条を参考にして各県で作成されたものに準拠して作成されたものである。

青森県が指示した「小学生徒心得」では、第 1 条「毎朝早く起き顔と手を洗い～父母に挨拶を為すべし。」14 条「便所に行きたらば心を用いて、便所または衣服を汚さぬようにすべし。」第 17 条「途中にて遊び、無用の場所に立つ可からず。無益のものを見る可からず。～」の如く、指導するのに都合のいい足かせをはめている。特に十条「生徒たるものは、教師の意を奉戴し、一々指揮を受くべし。教師の定むる所の法は一切論ずべからず。我意我慢をば出すべからず。」(小学校現場の百年)。理念なき「～べからず教育」の提示は日本の教育の悪弊の一である。

五加夜学校設立時の仮規則（原文のまま）

- 第一条 一 夜学開閉期節ハ十二月一日ニ開設シ翌年四月十五日ニ閉校スルモノトス
- 第二条 一 生徒昇降時間ハ午後七時三十分出頭シ同ク十時退校スペシ
- 第三条 一 入校ノ上ハ何事ニ依ラス教師ノ指揮二従フヘキ事
- 第四条 一 入校ノ生徒ハ互ニ信義ヲ以テ交ルヘキ事
- 第五条 一 教場ハ勿論他所タリト雖モ丁寧ニ禮讓ヲ行フヘキ事
- 第六条 一 課業中猥ニ席ヲ離ルヘカラサル事
- 第七条 一 夜学開設中ハ飲酒嚴禁ノ事 但シ他ノ招キニ応ジ不得止飲席ニ列ナルハ此限ニアラスト言ヒモ醉体ニテ出頭スルヲ許サス
- 第八条 一 事故アリテ出頭仕難キモノハ昇校定時以前ニ其ノ事情ヲ世話係リヘ申出ベシ
- 第九条 一 事宜ニヨリ時間ヲ伸縮スル事アルヘシ
- 第十条 一 休暇日ハ諸祭典並日曜日ニ限り候事

明治 12 年 9 月には、学制の不備を補う形で 47 条の教育令が制定され、小学校の設置や就学

義務年齢を緩和させた。学区制の廃止、学区取締りに変えて、町村住民の選挙による学務委員の選出、小学校4年間の就学義務（最低1年4ヶ月）等を規定したが全国的には、就学率の低下、学校の廃校などが進み好転に至らなかったので、翌13年、改正教育令を発布する。

明治14年の、「小学校教則綱領」は、初等科3年、中等科3年、高等科2年の3段階を定め、「小学校教則」で要領を示した。同年14年「中学校教則大綱」が定められ初等科4年、高等科2年とする。明治19年には帝国大学令、師範学校令、小学校令 中学校令、諸学校通則が公布され教育行政は府県管理から国家の統括になり、小、中、師範学校は尋常・高等の2段階、尋常小学校、高等小学校共に4年制となる。夜学校もこの制度にならって学年編成をしている。

20年に塩尻学校では、高等小学校に就学できぬ者のために温習科2年制を併置した。

19年に本郷学校と校名変更した盈進学校は、22年市制町村制実施で中塩田小学校になるが、小県高等小学校の分校の形で高等小学校が中塩田小学校に併設されて23年開設される。

明治23年10月30日には「教育ニ関スル勅語」が発布されて、教育は天皇の名の下に行われ、國体に奉仕するために行われる時代となる。この年、小学校令が発布されて、小学校の目的を、「児童の身体の発達に留意して、道徳教育の基礎を設け、国民教育の基礎を授け、将来の生活に必要欠くべからざる普通の知識技能を授けることにある。」とされて教育熱が高まる。

明治26年の五加夜学校の規定・教育課程（中塩田村五加区 夜学校取扱規定）

夜学校年間の日数は約100日前後にのぼり、登校日数は80日から85日程度になる。会場は真光寺から集会所に移っている。総則は記入されていないが、付箋に書かれ残っていたのが下記の三条である。（片仮名は平仮名にした。）

- 一 開校は毎年十月一日を以て開校する事
- 一 同月二十五日をもって秋季休業として十一月二十日を以て又開校す。十二月二十五日をもって年取休業となし又次年一月二十日を以て開校する事
- 一 閉校は三月二十日とす。

明治26年度の規則は全三十条で構成される。教育課程は五課。11月20日に開校して3月20日に閉校するとしている。正副校長は小学校教員、教員三名の選出は村人の中から特に学力のある者を校長と世話掛と惣代で推薦し、候補者の中から生徒が選挙をするという民主的方法がとられている。後には学校で推薦し総代（議会）が承認した。

職務面で、授業は校長副校長、教員共に一課を教授し、世話掛は毎日一名が輪番に勤務し庶務すべてを扱った。生徒は夜8時から10時まで、休憩は20分があった。日曜日が休日。12月2日から1月8日まで年末年始休日である。組を変わることは原則的にはできないが、事情があるときは認められていた。休むときなど事前に届けを出すことが義務付けられている。品行面では、教師には罵詈雑言などあるときは処分すると定められている。

教師の勤務は、授業を丁寧にして、生徒に不親切の場合は処分される規則があった。

経費は2月中に収支案を作成して惣代に請求した。古老によると、校長の出した予算案は議会は修正しなかったという。村民の教育にかける期待の高さを示している。

このころ尋常小学校は就学率が高くなり、上の教育機関である高等小学校中等科程度の教育を受けられない者への補習が多くなる。第四条に13歳から25歳以下のもので構成するとあることからも明確である。その後、23年に小学校令が改正され、第一条に小学校の目的規定を定めた。尋常小学校を3年、または4年とし、高等小学校は2年・3年または4年とした。また、徒弟学校・実業補修学校及び幼稚園令も定めた。24年発布の小学校教則大綱は教育勅語を絶対視した教育課程を進めることを求め、統制化がほぼ定着する。

明治26年3月24日 中塩田村五加区夜学校取扱規定 (漢字は原文のまま)

- 第壹條 位置ハ中塩田村五加区集会所トス
- 第貳條 本校課数ハ五課ヲ以テ目的トス
- 第三條 夜学校開閉ハ十一月二十日ヲ以テ開校シ翌年三月二十日ヲ以テ閉校ス
- 第四條 本校生徒ハ本区二本籍ヲ構ヘタル者ニシテ満十三年以上式拾五年以下ノ者トス
- 第五條 正副校長各壹名教員三名ヲ置ク 本校管理規定第三條ニ拠り世話係式名ヲ置ク
第貳章 備品
- 第六條 本校備品ハ 夜学校世話掛引継ギ目録ニ依ル
第三章 選挙
- 第七條 正副校長ハ教則トハ異リ世話掛及ビ惣代協議ノ上之レヲ推撰スル者トス
- 第八條 教員ハ當区ヨリ特ニ学力アル者ヲ校長世話掛ニ於テ候補者ヲ挙テ其候補者中ヨリ生徒之レヲ撰挙スル者トス
第四章 財務権限
- 第十條 校長ハ他ノ教則ト異ナリ壹課ヲ受持且ツ教授事務ヲ一切掌ナル者トス
- 第十一條 副校長ハ壹課ヲ受持且ツ校長欠席ノ節ハ前條ニ同ジ
- 第十二條 各教員ハ 壱課ヲ受持校長ノ指揮ニ依リ授業スル者トス
- 第十三條 世話掛ハ会計ノ事務ヲ主掌シ其外庶務ヲ整理セシムル為毎夜壹名宛輪番ニテ出勤スル者トス
- 第十四條 世話掛ハ毎夜教場ヲ整頓セシムル為メ茶番式名ヲ置キ生徒中ニテ輪番之ヲ勤メシム
但シ生徒ノ望ニ依リ自費ヲ以テ茶番雇入レトモ妨ナシ
- 第十五條 世話掛ハ夜学開校期日五日以前ニ区内壹般江通知シ生徒ハ期日二日以前迄ニ世話掛江届出スル者トス
- 第十六條 生徒三十名以上届出アルトキハ期日二開校シ若シ三十名以下ナルトキハ世話掛ハ惣代江届出協議会ノ決議ニ依リ処理スル者トス
- 第十七條 生徒授業時間ハ午後ハ八時ヨリ第十時迄二時間トシ内式拾分ヲ休時トス
但シ時間ヲ操替ルハ校長ノ意見ニ依ル
- 第十八條 夜学校ハ日曜日ヲ以テ休夜トス但シ十二月二十五日ヨリ一月八日迄ヲ歳末及新年ノ休業トス
- 第十九條 第貳課人員ハ五人以上拾五人以下トス

- 但シ新タニ壹課ヲ設ケントスルトキハ五人以上ノ請求ニアラサレバ之ヲ許サズ
- 第二十條 生徒タル者此組ヨリ彼組江随意転スルヲ許サス若シ事情已ムヲ得サルコトアルトキハ校長世話掛協議ノ上之ヲ許ス
- 第二十一條 入校ノ上ハ何事ニ依ラス教員ノ指揮ニ従フ可キ者トシ若シ其命ニ従ハスシテ言行ヲ乱ス者ハ校長及世話掛ニテ処分スル者トス
- 第二十二條 生徒中故在リテ出校シ難キ者ハ 其旨授業前ニ受持チ教員ニ届出ル可シ若シ無届ニテ式夜以上欠席アルトキハ世話掛ヨリ督促状ヲ発シ其事情ヲ正ス可シ
- 第二十三條 生徒ハ凡テ授業時間ヲ誤マラサル様必ス出頭スル者トス遅刻ノ節ハ校長及世話掛ニ於テ其事情ヲ正ス可シ
- 第二十四條 生徒タル者ハ授業中教員ニ告ゲシテ猥リニ席ヲ離レ且ツ醉体ニテ出校シ生徒授業ノ妨害アルトキハ校長世話掛ニテ処分スル者トス
- 第二十五條 生徒タル者教員及世話掛ニ對シ罵辱嘲キヨウノ語アルトキハ教員及ビ世話掛ニテ之レヲ処分スル者トス（所分改める）
- 第二十六條 教員は授業ヲ丁寧ニシ生徒ヲ取扱フ者トシ若シ生徒ニ対シ不親切ノ所行アルトキハ 校長及ビ世話掛ニテ之ヲ処分ス
- 第二十七條 正副校長ハ前條ニ同シ 且ツ第十條十一條ニ対シ不都合ノ廉アルトキハ世話掛ハ惣代江届出協議ノ上之レヲ処分スル者トス
- 第二十八條 世話掛ハ當区管理規定第二十七條ニ依リ夜学経費ハ毎年二月中収入支出ノ豫算案ヲ製シ惣代江請求スル者トス
- 第二十九條 世話掛ハ當区管理規定第二十九條ニ依リ毎年年度末ニ至リ収入支出ヲ計算シ其決等報告書ヲ製シ惣代江差出ス
- 第三十條 前條々不都合ノ廉アルトキハ協議会ノ決議ヲ経テ変更加除スル故アル可シ

明治 33 年度 1 月 18 日 改定五加夜学校規定 二年制高小を尋小に併設義務

33年発布の小学校令では尋常小学校の義務年限を4年、高等小学校は2年、3年、4年制として、なるべく、二年制高等小学校を尋常小学校に併設することと定めた。高等小学校が併設されるに伴い、夜学校の目的が義務教育を終わる者のための上級学校として明確に位置づけられ、義務教育卒業者を一学年に編入することなどを規定。五加夜学校でも、義務年限が近々6年になることを視野に学期を8年間と定めて、研究科も予定している。教員は正副校長制を廃止、主任制とした。修身、読書、算術、作文の四課の指導内容も明確にされている。10月に始まること、目的も今までと違っている。

35条のうち 26 年度と違う条項のみ記述する。

- 第壹章 目的 本校ハ義務教育ヲ終リタル者ノ為ニ小学校正課教育ノ及バザル所ヲ補助シ其知徳ヲ上進セシムルヲ以テ目的トス
- 第貳章 学期及び教授時間
- 第貳条 学校ノ学期ハ八ヶ年トシ之ヲ卒業シタルモノハ適宜ニ研究科ヲ設ケルコトヲ得ルモノ

トス

第参条 各学期ハ毎年拾月壱日ニ始マリ翌年參月貳拾日ニ終ワルモノトス
但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ

第四条 每日ノ授業ハ壱時間參拾分宛トス但時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ

第五章 教員

第七条 生徒数ニ応シテ教員若干名ヲ置キ其中ニ主任教員及副主任教員一名宛ヲ嘱託ス
第七章 経費

第拾六条 本校ニ要スル経費ハ一切区費ヲ以テ之ヲ支弁シ生徒ヨリハ決テ徵収セザルモノナリ
第八章 教則

第拾九条 本校ニ於テ授ケル学科ハ修身読書作文及算術ノ四科目トス

第貳拾条 修身科ハ全生徒ヲ集メテ隨時ニ訓戒ヲ施スモノトス

第貳十壹条 読書科ハ毎夜之ヲ授ケ左ノ教科書ヲ用イルモノトス（左とは下記をさす。）

第一学年 信濃地理書並ニ日本地理書 第二学年 日本歴史書

第三学年 外国地理書 第四学年 博物書並ニ人体生理書

第五学年 簡易ナル漢文書中学校用ノ書籍ニ依ルモノトス 第六学年 小学四冊

第七学年 論語四冊 第八学年 正文章軌範参冊

第貳拾貳条 作文科ハ壱週間ニ一冊宛宿題ヲ課シ之ヲ出サシムルモノトス

第貳拾参条 算術科ハ毎週貳時間ツツ左ノ程度ニヨリテ之ヲ授クルモノトス（左=下記）

第一学年 四則雜題及度量衡貨幣 第二学年 分数小数及单比例

第三学年 比例及利息算（单利法） 第四学年 利息算及開方求積

第五学年 以上練習 六学年 以上練習

第七学年 以上練習第八学年 以上練習その他 珠算ハ毎週三十分宛練習スヘキモノ

第九章 入退学及試験

第貳拾四条 本区ニ居住スルモノニシテ義務教育ヲ終ワリタル者ハ本校ニ入学スル事ヲ得モノトス 但シ義務教育ヲ終サルモノト雖学令時期ヲ過キタル者ハ是限リニアラズ

第貳拾九条 本校規定ノ学期ヲ卒業シ更研究科ヲ設ケント欲スルモノハ其旨本人ヨリ世話掛ヘ申出スペキモノトス

第参拾条 入学生ヲ編入スルニハ左ノ標準ニ依ルモノトス

- 一 尋常小学校ヲ卒業シタルモノハ第一学年へ編入ス
- 一 高等小学校一学年ヲ終了シタルモノハ第二学年へ編入ス
- 一 高等小学校第二学年 同 第三学年へ編入ス
- 一 高等小学校三学年 同 第四学年 同
- 一 高等小学校ヲ卒業シタルモノハ第五学年へ編入ス
但教員世話掛協議ノ上多少斟酌スルコトアルヘシ

第拾貳章 附則

第参拾五条 従前ノ規定ニ依リテ現ニ用ヒ居ル書籍ハ其終リシダイ漸次ニ本規定ニ依レル書籍

ニ改メシムルモノトス

Ⅱ型の夜学校 五加夜学校校友会規則 明治34年3月

20年代は日清戦争前後から国家主義の実業教育が重視され30年代に全盛となる。26年の緘口令で教員の政治活動が禁止され、一方で、政治、国際問題でナショナリズムが高揚して國士風が青年層に広がり夜学会を隆盛させる。日清戦争後、五加夜学校も世相を受けて卒業生や有志で同窓会が設立される。第弐条にあるごとく、会長の諮問がある時や、隨時学術研究と演説会を通して本校の隆盛と風紀矯正と国防を目的とする同窓会組織の夜学会が始まる。

第壱條 本会ハ五加夜学校校友会ト称ス

第弐條 本会ハ本校ノ隆盛ヲ図ルヲ以テ目的トシ併テ学術ノ研究及弁論ノ習練ヲナスモノトス

第参條 本会ハ本校卒業者及区内ノ有志者ヲ以テ組織ス

第四條 本会ノ事務ヲ整理スル為メ会長一名幹事式名ヲ置ク 但幹事ハ会長ノ代理ヲナスアルベシ

第五條 本会会長ハ本校主任教員 幹事ハ世話掛其任ニ當ルモノトス

第六條 本会会員ハ左ノ事項ヲ実行スルモノトス

一 本校ニ關スル重要ナル問題ニ付会長ノ諮問ニ答フル事

二 本校開校中本校内ニ於テ隨時学術ノ研究ヲナス事

三 本校ノ風儀ヲ矯正助長スルコト 四 時宜ニヨリ本校ニ有益ナル演説ヲナス事

第七條 本会ハ学校職員ノ候補者ヲ推薦シ當路者ノ參接ニ供スルコトアルベシコノ場合ニ於テ会員ハ其候補者ヲ辞スル事ヲ得ズ 但シ事情止ムヲ得ザル時ハ是限リニアラズ

第八條 本会会員ハ毎年本校授業ノ終始ニ於ケル開校及閉場式ニ列席スペキモノトス

第九條 本会ノ役員ハ必要ト認ムル場合ニ於テ隨時開会スル事アルベシ

第拾條 本会会員タラント欲シ又ハ本会員ニシテ退会セント欲スルモノハ其事由ヲ会長ニ申出テ其ノ様ヲ得ヘシ 但シ本校生徒中ハ 会員タルコトヲ許サズ

第拾一條 本会会員ニシテ本会ノ名誉ヲ汚損シ又ハ本会ノ規約ヲ遵守セサルモノアル時ハ総会ノ決議ニヨリ除名スル事アルベシ

第拾弐條 本会規約ハ総会ノ決議ニヨリ変更スル事ヲ得

明治35年青年夜学会規則（注・夜学校の規則である）

目的は実業思想を養い国民教育につながることを願っている点が特色である。教師は卒業生も当て、初等部は集会所で授業、高等部は尋常小学校の教員が小学校を教場として授業をしたので分離する。他年度と規則と異なる条項のみ記す。

第壱 目的小学校正課教育ノ補修ヲナシ兼テ実業思想ヲ養シ以テ国民教育ノ普及完成ヲ期ス

第弐 学期及教授時間初等部三学期高等部壱学期通シテ七学期ニシテ終ルモノトス

各学期ハ毎年十月一日ニ始マリ翌年三月弐拾五日ニ終ルモノトシ毎週教授時数ハ十二

時間トス但シ十月二十一日ヨリ十一月廿日マテハ臨時休業トス

- 第三 教場初等部ハ各区内ニ置キ集会所ヲ以テ之ヲ充テ高等部ハ小学校内ニ設ク
- 第四 教師高等部ハ小学校教員ニ嘱託シ初等部ハ各区内ノ先進者一名以上ヲ挙テ助教トス
小学校長ハ両部ヲ通シテ監督ス
- 第五 経費初等科ハ区費ヲ以テ支弁シ高等科ハ村費ヲ以テ支弁ス時宜ニ依ニヨリ授業料ヲ徵
収スル事アル可シ
- 第七 既習ノ経歴ニヨリ適當学期ニ編入シ各学期間ニ 24 ノ試験ヲ行ヒ其ノ成績ヲ案シテ証
書ヲ授与ス

五加夜学校・夜学会の生徒数の推移

31 年までの資料はないが、日露戦争時を除くと年間 30 名内外の夜学生が学び続けた。

創立時 77 人すべて男子。32 年 10 月三級 6 人・式級生 6 人・三級生 6 人・四級生 8 人・五級生 15 人で計 41 人。33 年 34 人。34 年第壱番科 9 人・第弐番科 5 人・第参番科 5 人・第四番科 5 人・第四番科目 6 人・第七番科 2 名で計 37 人。35 年第壱番科 3 人・第弐番科 9 人・第参番科 6 人・第四番科 7 人・第五番科 6 人・第六番科 5 人で計 36 人。36 年 12 人。37 年 19 人。38 年第六年級 5 人。39 年 33 人。40 年 28 人。42 年 26 人。43 年高等部第参学年 4 人・高等部第二学年 15 人・高等部一学年 3 人。初等部第二学年 5 人合計 27 人。

大正参年・青年夜学会（授業日数 62 日・12 月 1 日から 3 月 14 日）・（温習科新設）

	温習	高三	高二	高一	幼二	幼一	合計	単位 人
学期始	33	8	14	31	14	14	81	
学期末	6	4	10	29	1	9	63	
中途退学	0	4	4	2	3	5	18	

大正三年十二月壱日から中塩田夜学会を中塩田農工補修学校夜学部と改める。

教科書は上田中学校のものを使用して意欲があったという。（盈新百年）

大正 9 年 夜学校閉校し、冬期間補修学校として昼間の教育にかわる。

大正 14 年 塩田五ヶ村立塩田公民学校が開校されて、夜学校は完全終了する。

40 年には尋常小学校 6 年の義務年限が最終的に決定し、就学率は非常に高くなり、中塩田小学校では男が 311 人、女が 244 人のうち、不就学は男が 8 人、女が 35 人で、高等小学校への入学者は男 40 人、女が 20 人である。

夜学校経費

夜学校の運営は学校に任せられ、自治体は資金を出した。10 年代は 40 円から 50 円台が多く、明治 20 年の 90 円、23 年の 280 円は、貸付金の入金をいたした特殊の年度で例外。大体 30 円か

ら40円台で一定した。教員給与は、18年11円65銭、世話掛、2円20銭、19年世話掛含めて12円54銭。23年9円34銭4厘5毛、世話掛1円50銭

28年度は教員14人で9円86銭、臨時教員13人で1円90銭ほどである。当時のランプが12銭、薪一杷20銭、人足費20銭。明治20年の読本一冊7銭。校長以外は、ほぼ一夜3～5銭の報酬で、臨時者は一夜2銭から2銭5厘である。明治28年の校長報酬は一夜10銭で70夜を見積もっている。甲田慶治郎は34点で2円40銭である。明治17年までの記録はないが、18年の以降の運営費は下記のとおりである。

明治18年11月～19年4月

収入 三十一円二十七銭三厘四毛	支出 壱拾円六十五銭五厘	教員給料
参十円七十銭 前年度繰越金	弐円二十銭	世話掛給料
拾壹円六十五銭五厘	九円五十七銭一厘	諸雑費
	弐十円	貸付金
	合計 四十三円四十二銭六厘五毛	

明治19年11月～20年3月（以下算用数字にして表記する）

収入 合計 55円36銭6厘 支出合計 43円25銭7厘5毛

明治20年11月～21年3月

収入 合計 73円70銭6厘5毛

支出 計 63円23銭2厘 差し引き 10円47銭4厘5毛

明治25年11月ヨリ26年3月迄収入 36円43銭 共有金より

明治30年10月より3月迄 収入 33円 ・支出 31円48銭6厘

日清、日露の戦争や、行政区画の改変、学校令などの発布などを受けつつ、予算は少ない形で一定化していく。尚、明治28年の中塩田村消防組五加部の予算案は14円93銭である。

上の部 おわりに

典型としての五加夜学校（I型）、II型の五加青年夜学会の学びは、教育にかける自治体と学ぶ者の熱意を一致させて見事に最強資源の人材育成に寄与した。

明治5年の県の郷学の奨励と国の学制を受けた6年設置の盈進学校は仮校舎真光寺で授業開始するが、この間、昼間学べない者や就学年齢を逸した者などは存在し、12年の教育令を機会として同年、正規教育機関の二部制の夜学校として実践されたことが証明できた。15年に校舎が猪田に新築され初等科3年、中学3年、高等科2年の8年制となり、19年には一村一校制で本郷学校となり尋常科4年、高等科4年が義務教育となる。それでも夜学校初等部は集会所などで継続され、高等科の夜学校での補修も継続され、20年代後半から、生活に役立つ実業学習重視に軸足が移っていくことも明らかになってきたといえる。以後、30年代から終末までのI型・II型の夜学校の展開と史的価値についてはページの関係で次回にゆずらなければならぬ。参考文献なども次回に述べることになる。